

第66回岩手県国土利用計画審議会会議録

日時 令和3年2月1日（月）

午後2時00分～4時00分

場所 「マリオス」18階 181会議室

出席委員

上 田 東 一 委員	花巻市長	
小 田 祐 士 委員	野田村長	
川 村 冬 子 委員	森林インストラクター	
木 幡 英 雄 委員	岩手県環境アドバイザー	
佐 藤 哲 郎 委員	岩手県立大学社会福祉学部准教授	
中 崎 和 久 委員	岩手県森林・林業会議理事長	
平 山 順 子 委員	自然公園保護管理員	
福 留 邦 洋 委員	岩手大学地域防災研究センター教授	
藤 原 哲 委員	岩手日報社総務局長	
三 宅 諭 委員	岩手大学農学部准教授	
芳 沢 莖 子 委員	社会福祉法人岩手福寿会 特別養護老人ホーム福寿荘院長	
吉 田 美 弥 委員	不動産鑑定士	(五十音順)

1 開 会

会議の成立について

〔事務局〕（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

本日は、足元の悪い中また、お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今より第66回岩手県国土利用計画審議会を開催いたします。

私は、環境保全課の環境影響評価・土地利用担当課長の池田でございます。本日は司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に会議の成立についてご報告いたします。本日、委員17名中12名の方にご出席いただいております、委員の半数以上が出席されておりますので、岩手県国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

資料確認

〔事務局〕（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

次に会議資料の確認をさせていただきます。会議資料につきましては事前に委員の皆様へ送付させていただきました。本日お持ちいただくようお願いしておりましたが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは資料を確認させていただきます。事前に配布しておりましたのが、次第、座席表、委員名簿、事務局名簿、資料1岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について、資料2変更計画図、それから参考資料1国土利用計画の体系と岩手県国土利用計画審議会の所掌事務、参考資料2岩手県国土

利用計画審議会条例、参考資料3岩手県国土利用計画審議会運営規定でございます。

また、委員の皆様の上に当日配布資料として、知事から会長あての諮問書の写しを配付しております、それから、議事のその他の部分でご説明させていただきたいと思っております、岩手県環境影響評価条例に基づく太陽光発電事業の環境影響評価につきましての資料、本県における再生可能エネルギーの導入見込みにつきましての資料を本日配布させていただいております。

委員紹介

【事務局】（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

本日のご出席者については、名簿と座席表でご確認いただきまして、紹介は省略させていただきます。

2 挨拶

【事務局】（池田環境影響評価・土地利用担当課長）

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

次第の2、藤澤企画理事兼環境生活部部长から開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

【事務局】（藤澤企画理事兼環境生活部部长）

本日は、お足元が悪い中、そして大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の土地行政につきまして、ご指導、ご協力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

昨日現在の新型コロナウイルスの新規の患者の状況でございますが、人口10万人当たりの感染者数は岩手県では全国的に見て下から2番目と非常に低く抑えられている状況でございます。

委員の皆様には、日頃から感染防止対策に御尽力いただいておりますことについて改めて敬意を表します。

さて、県では、国土利用計画法に基づきまして、本県の土地行政の基本となる「国土利用計画岩手県計画」及び「岩手県土地利用基本計画」を策定いたしまして、適切かつ合理的な土地利用の推進に取り組んでいるところでありますが、当審議会におきましては、これらの計画の策定や改定に当たりまして、御審議、御指導をいただいているところであります。

本日は、岩手県土地利用基本計画図の一部変更について、御審議をお願いしたいと考えております。

土地利用基本計画は、都市計画法、森林法などの個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものでございまして、変更の際は土地利用の基本方向に沿ったものであることが求められております。

本日の審議案件は22件でございますが、このうち林地開発における太陽光発電が10件を占めておりますことから、環境影響評価条例施行規則の改正状況、そして、太陽光発電の動向につきましても事務局の方から説明させていただきたいと考えております。

どうぞ、本日は忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

3 議 事

【事務局】（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

次に次第の3、議事に入りたいと思います。

国土利用計画審議会条例第4条第2項によりまして、議長は会長が務めることとされております。以降の進行でございますが、三宅会長にご挨拶いただいた後に議事の進行をお願いしたいと思います。

【三宅会長】

岩手大学の三宅と申します。会長を務めさせていただいております、よろしくお願いいたします。

今、部長の方からもご挨拶いただいたところですが、国土利用計画岩手県計画という重要な計画になります。実際には個別法の中で審査、許可等がなされる訳ですけど、それに合わせて変更されていくものが、本当に正しいものなのかどうなのかをこの審議会で諮っていくということになりますので、長くなったりすることもあります。皆さんの忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

会議の公開について

【三宅会長】

会議の公開について確認したいと思います。

審議会等の会議の公開に関する指針において、会議は原則公開とし、公開・非公開の決定は、会議に諮って行うとされています。本日の案件の中では非公開とする理由は特になく考えますが、公開することによろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。では、公開することで進めたいと思います。

会議録署名委員の指名

【三宅会長】

次に、岩手県国土利用計画審議会運営規程第5条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を2名お願いすることになっております。今日の会議録署名委員は、名簿順の指名となりますが、木幡英雄委員と佐藤哲郎委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

(1) 岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更について

【三宅会長】

それでは、議事に入りたいと思います。(1)岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更についてですが、今回は変更箇所が22件と非常に多くなっていますので、最初に整理番号1から8を審議いただき、続いて9から22と2回に分けて行いたいと思います。

では、最初に整理番号1から8について、事務局説明をお願いします。

【事務局】（環境保全課千田主任主査）

環境保全課の千田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

〔資料1及び2により「土地利用基本計画（計画図）の変更について」の整理番号1から8を説明〕

【三宅会長】

ありがとうございました。ただいま説明いただきました整理番号1から8に対しまして、質問等を

いただきたいと思います。いかがでしょうか。

これまででは、農業振興地域の農地を都市地域にすることが多かったですが、今回は、都市地域を外すということではないが、農業振興地域にしていく案件でありました。これからはこのような案件が増えてくるかもしれませんが、実態に合わせて農業地域を工業用地に利用されているところは都市地域に指定するような案件もありました。

いかがでしょうか、整理番号1から8についてはよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます、では、1から8については原案を適当と認めることで進めたいと思います。続いて、最初に整理番号9から22について、説明をお願いしたいと思います。

[事務局] (環境保全課千田主任主査)

それでは引き続き変更案件について説明させていただきます。

[資料1及び2により変更案件の整理番号9から22を説明]

[三宅会長]

ありがとうございました、整理番号9から22について説明をいただきました。太陽光発電に関する案件が結構出てきましたが、議題の(2)その他で太陽光発電事業の話を集中的に皆さんと意見交換する場が設けられておりますので、総論的な林地開発あるいは、ソーラーパネルを伴う林地開発に関してはそちらで議論したいと考えております。

まずはこの土地利用計画の変更という点に関して皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います、いかがでしょうか。

[上田委員]

三宅会長の発言とは矛盾するかもしれませんが、今回の計画の変更とも関連するかもしれませんが、質問させていただきます。

太陽光発電の条例アセスの対象としているものについては、特定公園とか県立公園を別にしまして、第1種事業については50ヘクタール以上、第2種事業については20ヘクタール以上について環境アセスメントの対象にするというのが岩手県の今の条例だと理解しております。

その中で今回、太陽光発電に変わりますよというところが何ヶ所かありますが、そのうち100ヘクタールを超えるのは軽米町の1か所だけで128ヘクタール、そして20ヘクタールを超えるもの、これは自然公園などの関係で第2種事業に当たるかどうか分かりませんが、宮古が28ヘクタールということになっておりますけれど、これらについては太陽光発電事業について環境アセスメントの対象としたのでしょうか、あるいは、していないのか、その点教えていただきたい。

[事務局] (環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長)

環境アセスメントでございますけれども、基本的に事業に着手したのものについては対象にならない整理になっておりまして、これは、法律も条令もそうになっておりますので、今回の案件につきましては条例に基づくアセスメントは実施しておりません。

[上田委員]

条例の制定の前に、公布の前に、施行の前に計画が進んだのでアセスメントの対象にならなかったということでございますね。

[事務局]（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

はい、そうでございます。条例、規則改正する際にはどういう状況かを確認して、アセスメントが必要かどうかは、既に着工しているものについては今からアセスの対象にすることは制度上できないので、そのように整理しています。

ただ、固定価格買取制度の認定を受けてまだ実際に着手されていない事業計画で、条例の対象になるであろう広さ、面積となっているけれども未着手のものもあると承知しておりますので、今後、必要であればアセスメントをやっていただくという整理にしております。

[上田委員]

アセスの対象にしない訳ですから、これ以上のことはお話し難いと思いますが、今の説明の写真をみると場所によっては、面積が広いかどうかは別にいたしまして、急傾斜地でやっているようなものもありますけれど、遠野市の例もありますように大変自然環境に与える影響が強くなるものもあると思いますけれども、そういう観点からアセスメントの対象にした場合において、やはり課題があるようなものもあったとの認識があればお話しできるのであれば、お話いただけませんか。

[事務局]（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

きちっと一つ一つ中をみて調査、確認をしているわけではございませんので、一概に申し上げるのは難しいのですが、制度の説明の繰り返しになりますが、アセスメントの場合は、事業計画を立てる際により環境影響の少ない、より環境に優しい事業をやっていただくように事業計画を見直したり、より良い方向に作り直していただくというような考え方の制度でございます。

ですから、先程来申し上げておりますのは、もう既に工事を始めてしまっているものにつきましては、事前の評価は済んでいるという整理でありますので、既に工事を始めてしまっているものについてはアセスの対象にすることは難しいものです。

今回、審議案件として出てきたものの中で、実際問題がある工事がされているかどうかにつきましては、遠野市の例のように個別の法律に従って改善措置を取っていただくということもやってございますし、そういったことで対応するしかないのかなと思っております。以後、今後の様々な計画につきましては、アセスメントの対象になるものもそうでないものも、国の方も問題意識をもっております。地域と共生する再生可能エネルギーの導入ということを経済産業省も言っております、様々な制度を改善してきていると理解しておりますので、不適切な事業がなされないように県としてもしっかり国とも連携を取ってやっていこうと考えているところです。

[三宅会長]

今回の案件に関してアセスの対象になっているか、なっていないのかと言うと、既に事業が進んでいたものはアセスの対象になっていなかったということでもあります。

その他、土地利用計画の変更の案件に関してご質問等ありましたらいただきたいと思っております。

【川村委員】

案件の整理番号の 10 番、11 番、宮古の重茂半島の中での太陽光の案件があったということで説明がありましたが、その中で土地利用とは話が逸れるかもしれませんが、興味を引いたのが写真の中に「みちのく潮風トレイル」の写真がありました。往々にして、例えば風力発電などもそうですが、工事が行われ運用が始まりますと管理道路が造られる、車道なり歩道なりができると思いますが、それは観光の目的で使われることもあるのかなあと思ったのですが、先程の写真もそういった例の一つでしょうか。

【事務局】（環境保全課千田主任主査）

（現地の写真を写しながら）現地の写真はこのとおりですが、管理用道路で、この階段を登っていくとパネルも見えますし東屋もありました、その前の写真のように海も見えましたが、この道路は周遊でなくて行き止まりでした。その道端に「みちのく潮風トレイル」の表示があったので写真を撮ってきたもので、この太陽光施設の事業で整備したものと思われまます。

【川村委員】

私は森林審議会にも委員として参加しており、しかも林地開発の部会も担当させていただいているんですけども、なかなか 4、5ヘクタール規模のものは報告事項になっていて、我々委員は意見を言う機会はないのですが、たまたま今回こういうのを拝見して、必ずしも林地開発が当然目的を持って開発をされる訳で、目的の在り方によっては歓迎すべきものもあると思いますが、どちらかと言うと我々の立場というのは、「出来れば、林地は林地のままで活用していきたいじゃないか」という立場なものですから、但し、このように社会的に利用が高まるような案件であれば「人から見えないところに太陽光発電、風力発電造ってやっつけばいいじゃないか」と言うことではなく、敢えてこのように一般の方もアクセス出来るような、こういうあり方もこれから将来的に考えていく一つの姿なのかなあと思いました。感想という事で申し上げます。

【三宅会長】

単独の目的でなくて、複数の目的に叶うようなものであるならば、許可の考えの中に入れてもいいのではないかとこの考えに繋がるのかもしれないですね。ありがとうございます。

その他、今回出ております計画変更に関してご意見、ご質問ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか、この計画変更に関しては。

それでは、整理番号 9 から 22 までを含めまして、今回の土地利用基本計画（計画図）の変更に関しては、審議会として原案を適当と認める旨を答申することによろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

(2) その他

【三宅会長】

では、議事(2)その他に入りたいと思います、①と②関連しますので、①「岩手県環境影響評価条例に基づく太陽光発電事業の環境影響評価について」、②「本県における再生可能エネルギーの導入見込みについて」をまとめてご説明いただき、その後、皆様からご意見をいただきたいと思います。

[事務局] (環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長)

改めまして、環境影響評価の条例につきまして、改めて環境保全課の池田から説明させていただきます。

〔「岩手県環境影響評価条例に基づく太陽光発電事業の環境影響評価について」を説明〕

[事務局] (環境生活企画室川田主任主査)

環境生活企画室の川田と申します、どうぞよろしく願いいたします。

〔「本県における再生可能エネルギーの導入見込みについて」を説明〕

[三宅会長]

ただ今ご説明いただいた2件について、ご質問、ご意見等あればお願いします。

[上田委員]

岩手県と市町村は全く同じ立場だと思うんですね、まず、再生可能エネルギーについては日本の環境保護の観点から、化石燃料を減らして再生可能エネルギーを増やしていかななくてはならないことは、日本だけではなく世界的に必要なことであることは基礎としてあると思います。

その中で太陽光発電をすることによって岩手県の環境が害されることは望ましくない、我々としては岩手県の環境を守りながら再生可能エネルギーを導入していくということが必要だろうと思います。その中でどうやるかという事ですが、全国の県の中、あるいは市町村の中では許可制を取っているところもございます、岩手県でも遠野市が条例で許可制を採っている、ただ、このことについては、国が許可制を採らないで環境アセスメントに止めているときに法律でそういうことをやっていないときに条例で許可制までやるという事については、学者によっては色々な課題があると、そのようなことが適法であるかどうかかわからないと言っている人もいますし、市町村で許可制を採ったところについては、その事については最高裁まで争う覚悟でやっていますと仰っているところもございます。

ただ、そういう議論がある中で許可制というのは相当ハードルが高いということも事実ではないかなと、そういう状況の元において岩手県が環境アセスメントの手続きで適正な環境を守っていくことについては、私は適切な考え方ではないかなと思っております。

花巻市も市として条例化を検討している、県にも御指導いただいているが時間が掛かっているところで、規模感が難しい、規模感に関して言うと、あまり広い大きなメガソーラーでないものを環境アセスメントの対象とすると手続きが事務的にも事務作業の量からも大変難しいということがあり、県の方ではこの規模感50ヘクタール以上というのを決められたんじゃないかなと想像したところですが、今回の土地利用基本計画の案件の中でメガソーラー、50ヘクタールというのは非常に少ない、メガソーラーとしては小さい開発であるということは見えてきているんじゃないかなと思います。そうすると、この分について、第1種50ヘクタール、第2種20ヘクタールというのはもう少し見直して、県の方でのアセスメントの対象をもう少し広げることはあっていいのではないかな、と正直私は感じるところであります。花巻市としても独自にやらずにちゃんがないところがありまして、やはり専門性という観点から言うと、県と市町村レベルでは遥かにレベルが違いますので、県の方でやることはやっていただく、ということをもう一度考えていただくと大変ありがたいなと、率直に思うところあります。

[三宅会長]

規模要件のところは、なかなか悩ましい問題だと思います。

[事務局]（環境保全課黒田総括課長）

上田委員からのご意見、大変ありがとうございます。今のお話につきましては、確かに検討要件としては非常に大事なポイントだと思っておりますが、ただ、条例施行が始まって1年という状況でもございますので、今暫くはこの形で運用を見ていきたいと考えております。

それからもう1点でございますけれども、太陽光発電につきましては、固定価格買取制度の買取価格がどんどん下がっている状況でございます。そうしますと、採算性という話も出てきますので、導入が今ピークを過ぎ始めた状況になっているのかなと思います。

買い取り価格については、企画室の川田の方から追加で説明をお願いします。

[事務局]（環境生活企画室川田主任主査）

太陽光の分だけ掻い摘んでご説明いたします、固定価格買い取り制度は平成24年度に始まりましたが、当初は事業用、全ての規模にかかわらず40円プラス税でスタートしております、現在2020年度ですと、250kw以上については既に入札制度が始まっておりまして、入札は2017年から始まっておりますが、その範囲は適宜広まっておりまして、現在では250kw以上については入札制度ということで、安くなければ買わない、売ることができないというような状況になってきております。

そのようなこともありまして、今後については単価の高いものは売れないというような制度に今後変わっていくものと思われまます。

制度が適宜変更になっておりまして、当初40円だった訳ですけど、高い単価を維持したまま建設をせずにパネルの価格が下がってから建設をすると儲かるという事が起こりますが、そういったことを防ぐためにも、国は制度改善をしております、今は3年以内に建設が進まないと買取期間の20年のタイマーが始まる、買取期間がどんどん短くなるというような制度に変わっております。

[事務局]（環境保全課黒田総括課長）

今の説明にありましたとおり、買取価格の下落と設置する期間がどんどん短くなるので、採算が取れなくなるものについては、ほぼ建設が難しい状況になってきております、ここら辺の採算レベルがどれ位かというのはそれぞれの事業者がはじき出しますので、現時点で我々がどうこう言うのは難しいですが、いずれにしても、ここ1年2年で採算割れの案件はもう工事をしない流れになってくると思われます。そうしたことも考えまして、現状、今の条例の運用につきましては、もう少し様子を見ながら今後の対応につきましても検討していきたいと思っております。

[上田委員]

難しいと思うんですけど、要するに今の状況で採算が取れない事業、例えば急傾斜地で建設が非常に困難であるとか、遠野市で問題になったように土砂が川にどんどんどんどん流れるような場所に造る建設は難しくなるだろうと見ていいのかなどうか。

もう一つは、条例の運用を見るということ、建設が更に難しくなるのであれば、広さ面積を変えてそのうえで状況を見ながら将来的には緩めるという事も考えられるのではないかと考えられますが、その点はどうですか。

【事務局】（環境保全課黒田総括課長）

仰る通り、先に変更しながら様子を見るということも一つの考え方であるかと思います。ただ、現状まだ条例が変わりまして1年未満というところをございまして、検討案件というのもまだ実質的なものも少ないところでもありますので、もう少し時間をいただいて状況をみていきたい。また、遠野の事案につきましては、太陽光の開発が直接の土砂流出の引き金になっておりますが、林地開発などの大規模土地開発における問題性というのは太陽光に限定しているものでもないところでもありますので、広い環境アセスメントというのは発電というものもございしますが、その他にも幾つか開発行為がございしますので、全体的な枠組みの中でバランスも考えていくことも必要と考えております。

そうしたこともありますので、太陽光を特出しという形でまず今年度スタートさせていただいておりますので、もう少し様子を見たいというところをご理解いただければ大変ありがたいところでございます。

【中崎委員】

森林・林業の立場から今の状況を考えますと、何故これ位FIT制度が始まって以来、森林に太陽光発電が広がってきたか、簡単な話です、森林の価値が無くなったからです。もうひとつの大きなところは、ほとんどは生産森林組合だとか、遠野の例もそうですが牧野組合だとかが取組の中で植栽をしたり、草地造成をやってきたが、畜産が成り立たなくなってきた。従って、その中で、上手い具合に発電業者が入って来て、二束三文で森林開発をやった。元々の価値がどれだけ落ちてきたか、従って、生産組合や牧野組合にとってはチャンスであった。それは、ただ単純に太陽光発電の設置のみならず、全体の枠組みの中で県土をどう守っていくかということも考えていかなければならない、環境は守れない。

ですから、保護の立場もそうですし、合わせてしっかりと植栽から管理をしていかなければならない、森林整備を始め総合的に考えていかないと、今、面積で条例の中で全部を抑えていくのは不可能だと思います。いずれFIT制度そのものは、ヨーロッパでは住民の負担が大きいのことで止めていますから、いずれ、国内でもそういう意見は出てくると思います。普段、我々は何気なく電気料金を払っていますが、その中で相当の額を取られている。ですから、太陽光のみならず、風力発電してもこれから影響が出てくる。まず第一に、葛巻町で最初に設置した風車を撤去しました、太陽光発電でも一定の年数が経過すると、設置者が、利益が出なくなれば撤去しなければならない。今のままでいくとただ放置されるのではないかという心配の方が大きい。ですから、そういうことも総合的に考えながら、今後、県なり市町村が対応していくような方向を作っていかないと大変なことになります。

ある例で言いますと、1ヘクタール以下のところで毎年集中豪雨で国道がストップしたりする所が結構あります。この近くだと玉山あたりも危ない所があります、そのような状況を両者がきちっと状況を把握しながら、対策を総合的に考えていかなければならないのではないかと思います。

【小田委員】

先ほど上田委員が仰った、化石燃料を減らして地球環境を守らなくてはならないというのは、一番の大前提だと思います。

最近気にしているコマーシャルが、エスキモーのおじいさんが「知らない国の誰かが汚した地球の

環境を、俺たちは最初に受けているんだ。」というのが凄く心に刺さるコマーシャルだと思っています。一人一人が勝手な生活をしながら文句を言って、これは非常に困ったことで、地球環境どころではなく、人間そのものが駄目になっていくと思っています。

大きな話ですけれども、再生可能エネルギーに変わっていかねばならないというのは大前提だと思っています。原発は、私は反対です、ただ、今すぐ無くすることは難しいからしょうがないが、再生可能エネルギーにどうやったら転換していけるのか、時間をかけて、太陽光発電もあると思いますが、今、中崎委員が言ったとおり、山の価値がなくなってきている。ある首長さんが「沢山財産があるんだけどみんな腐ってしまっている。山に木は沢山ある、ところが山奥で木を伐り出せない、原生林を造ってどうするのだ。」と言っていました。山を活用するということを考えたときに、自然環境と利用という事を一緒に考えて行かなければならないと思う。

私は素人ですけど、山の方に言われたことがあります、今、野田村では木質バイオマス発電をやっていますが、「山の木が無くなった」と言われます。山の木は伐らなければただ腐らせるだけです、特に広葉樹の檜などは伐った後に植林しなければならない、昔の人は20年から30年で伐って自然萌芽の回転で活用しながら山を活かしてやってきた、それで人間も生きて来たということを言われます。このような循環していくということを考えれば、ただ、山を残せばいいという訳ではない、山を残して生活できればいいですけども、それが出来ない、「手を付けるな」と言われると、「じゃ、どうするんだ」という事になる、産業も絡めた中で自然環境を守って行くことを考えて行かなければならないと思います。

このような議論というのは、皆がそれぞれ少しずつ引かなければならない、自然環境を守る側も開発する側も意見をそれぞれが100パーセント通そうとすると通らない訳で、その中でどのように調整したら良いか、真剣に考えて行かなければ駄目になっていくのではないかと心配しています。

環境税だか森林税だか人口(比例)で都会の方にどんどん金やっても山は元に戻りませんし、活用できませんので、根本の考え方から国の方もやってもらえればと思います。

余談ですが、先ほど来聞いていて、結局、この土地利用基本計画というのは林地開発とか農地転用とか農振解除とかの手続きを取って結果論としてあるような、大変失礼な言い方ですが意味があるのか、先程から「既にこうなっています。」との説明であるが、それならば諮問、答申でなくて結果報告すればよいのではないかと感じてしまいました。

【事務局】（森林整備課成松計画担当課長）

森林環境譲与税のお話、何処かでお聞きになっている方もいるかと思いますが、現在、森林の管理につきましては、国で新しい制度が昨年度からスタートしておりまして、森林経営管理制度と申しますけれども、先程、中崎委員さんからお話いただきましたとおり、森林というのは放ったらかして何とかなるものではなくて、特に、人の手で植えた森林というのは、きちんと人が手を入れて整備されて始めて立派な木材が出るとか水源の涵養ですとか土砂流出の災害防止といった機能が発揮されるというものになります。

そのために森林環境譲与税を活用して、各市町村が主体となって森林の管理を適切に行っていくという制度がスタートしているところがございますので、今後、各土地利用とのバランスを取りながらということもあると思いますが、森林関係につきましては、森林がきちんと整備されていくように動いているところとなっております。

【事務局】（環境保全課黒田総括課長）

審議会ですから審議することが第1目的となる訳ですけど、今般、太陽光に関するものが増えていく関係で森林の開発許可については、我々の審議会の前に森林審議会というものが設定されておりまして、どうしても追承認という形になってしまうということに現時点ではなっております。

今回の案件で言いますと、整理番号9番以降の案件がそういったものになっておりまして、土地利用の審議会に出てくる前に森林法の関係で事前に審査が終わってしまっている形になっておりまして、小田委員が仰ったように「追認するだけではないのか。」と言うことになります。

これについては昨年度もお話をいただいております、あり方としてはちょっと順番が違うかなということはある事実でございます。本来であれば、整理番号1番から8までのものを審議いただいて、審議した後にそれぞれ審議会に持って行きまして、個別に審議する流れが本来の形でございます。しかし、林地開発に関するものが極端に増えたために、ここ数年こういった状況になっているのが現状でございます。

従いまして、太陽光発電の現時点での登録案件も順次、打ち切りが始まる状況になっておりますので、審議会における逆転現象につきましては、減っていくと認識しておりますので、本来の審議の形には整えられていけるものと考えております。ご理解賜れば、大変ありがたいと思っております。

【平山委員】

今回、太陽光パネル、太陽光の発電が増えてきているということ、私は自然公園の保護管理員と山岳ガイドをやっております、実際に山の頂から見るととても実感することがございます。こんなに開発されて、増えてしまっているところは、目で見て驚くことが多い。

私は、日本雪氷学会の会員で何年か学会に出たりしております、太陽光パネルのことについては、つい最近、開発が進んでいるということで、山間地とか傾斜地というところにどんどん開発が進んでいて、アセスメントとか建設のことで色々な審査等々されているとは思いますが、雪氷学会に出て見ますと、太陽光パネルがどのように雪の影響を受けるか、雪害とか、かなり研究が遅れている感じがする。屋根に取り付けて落雪がどうなるかとか、豪雪になったとか、雪崩災害とかの災害に関してどの位、審査、検証が進んでいるのかが心配です、そのようなものがなくても激甚災害とか、この頃岩手の傾斜地において、全部色々造ってしまっていて、あるいは、うまく立ち行かなくて放置されたとしたら、「やっぱり災害の時に大変だ、引き金になる。」災害が増幅されることになることがとても心配であります。前例がないからということで、研究が後手後手に回ってしまうと結局は地域住民、県民の人達が大変な災害を被ってしまう、損害を被ってしまう、人命を失うことになってしまうことになるので、上手くリンクするよう考えて行かなければいけないと思います。

【福留委員】

基礎的な質問で恐縮ですが、今日配布の資料の中でアセスの網掛けの面積のところ、県によって指標が微妙に違う、例えば東北だけ見ても造成面積で基準としている青森とか秋田、それに対して開発面積で基準としている宮城、福島、それに対して事業面積を指標としている岩手、山形というように東北6県でも分かれています、造成面積、事業面積、開発面積とそれぞれ県によって見解があり指標とするところが微妙に違いますが、それぞれを指標にすることでどのように違うのか、造成面積、開発面積、事業面積という名の違い、素人的には事業面積より造成面積が大きくなってしまっているのかなと思いますが、その当たりの違いというか、メリット、デメリットを教えてくださいと思います。

もう一つは、新しい森林地域の中でメガソーラー等の新しい開発行為が為されて来ている中で、今の仕組みの中で20年が買取期間であります、20年後どうなるのかが非常に気掛かりかと思えます、今の土地利用基本計画で言うと、20年で太陽光発電が役目を終えて放置されてしまった場合、土地利用基本計画的に再度見直す必要が出てくるのか、それとも、外した後は特に、実際に現況が使われなくなったものがあっても土地利用基本計画的には今の地域区分はそのままで20年後も変わらないというパターンになるのか。20年後、仮に今回見直しをされた所の太陽光であれば、太陽光が役割を果たした場合、土地利用基本計画的にどうなるか、どのように考えられるか教えていただきたい。

[三宅会長]

先程の平山委員からのご質問もありましたので、参考になりますね、災害があった場合等に対するパネル流出の危険性などへの対応といたしますか、現在の状況について。

それから福留委員から今質問がありましたのは、事業面積、開発面積、造成面積の関係と将来ソーラーがなくなった場合の土地利用基本計画の見直しに関して事務局からお願いします。

[事務局]（環境生活企画室川田主任主査）

太陽光パネルの廃棄の問題ですが、2018年4月からこれまでは努力義務でありましたが、事業者が努力義務から義務化されております。詳細につきましては国の方で制度設計がされているところですが、具体的には2022年7月からですが、発電事業者が外部機関に積み立てをするというような形で、外部機関がお金を預かって、万が一、パネルを放置するような悪質な事業者があっても、その外部機関が撤去作業をする、というような方向で国が制度設計をしているところでございます。

[事務局]（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

固定価格買取制度は再生可能エネルギーですので、採算が合うような価格で20年間固定をして買取をしていく訳ですけれども、その価格の中には、元々廃棄をするための費用も現時点で分析して設定され、積み立てて入れられている、つまり、事業者には「この価格で買い取るから、廃棄費用も入っていますよ。」という形で渡していた。ところが、それをきちっと積み立てたりしていなかったもので、「外部の機関にきちっと積み立てなさい。」と、透明性を高めて「廃棄するための費用を、積み立てて下さい。」と言うことになってきています。

（事業面積、開発面積、造成面積の）こちらの件につきましては、端的に言いますと県によって条例ですので、呼び方を変えているんですけれども、開発面積ですとか造成面積というのは基本的にその時点からその事業のために新しく土地を造成したり手を入れることです。

岩手県のように事業面積としておりますのは、既にあって特に造成とか開発をしないけれども、土地が左側にあります、右側には造成して新しく土地を造ります、という様に全体に両方合わせてパネルを敷いていくのであれば、全体の面積でアセスの要否を判断しますよ、というような考え方です。資料を補足しますと、本県は、事業所ですとか受変電の設備ですとか残地森林ですとか工事用の取付道路などを含めて対象事業の面積を見ますよ、というような条例にしているところです。

[事務局]（環境保全課千田主任主査）

土地利用基本計画上の20年後の取り扱いということですが、今回の案件で言いますと、17番の陸前高田の森林の案件以外については、他の農業地域などと重複した地域でありますので、例え

ばパネルが放置されたとしても他の法令により全く法律の及ばない白地となることはないので、何かしらの法的規制は及ぶこととなると思っております。

17番の陸前高田の森林地域については、現在、森林地域だけの地域であることから全くの白地になってしまい無法地帯になる恐れがあるので、行政側としては、そこは注視して見ていかなければならないのではないかと考えております。

[福留委員]

細かい点で恐縮ですが、今の仕組みで言うと、解体、撤去も積み立てるといふか、そのあたりも考慮して進められつつあるというお話でしたが、特に森林地域の場合、いままで森林地域であったところにこのような施設がある所は、例えば太陽光発電施設自体の撤去は積み立てて何とか出来たとしても、その後の裸地といふか、現地の方からすると開発途中の濁水と同じように、裸地だけ残ってしまうとその後の影響といふのはかなり懸念されると思いますが、植生とかそのあたりも含めた理解でよろしいのでしょうか。

[事務局]（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

もう一度確認は致しますけれども、さすがに色んな所で色んな事業をやっておりますので、買取価格は何処の場所でやっているかによって決めている訳ではないので、そこまでは入っていないと思います。

[上田委員]

一点確認させていただきたいのですが、外部機関への積み立ては2022年の7月からという事でありましたけれど、これは2022年の7月以降に建設が始まったものでしょうか。それとも、それ以前に設置されたものも対象とされるのでしょうか。

[事務局]（環境生活企画室川田主任主査）

当然にこれまで建設されたものも含んで、20年買取期間があつて10年を過ぎたところから残りの10年間について、建設費の5パーセントを積み立てればまずは撤去できるという一般的な数字から、20年の買い取り期間の残りの10年間で建設費の5パーセントを外部機関が積み立てるもので、2022年の7月から、という制度が検討されています。

[事務局]（環境保全課黒田総括課長）

補足ですけれども、廃棄物に関わる法律の方でも太陽光パネルの再生利用というものの研究が始まっております。現状、廃棄したものを埋設撤去処分することではなくて、再生利用という研究が進んでおりますので、将来的にはパネルをリサイクルして再資源化していく道も開けてくるのではないかと考えられます。

[吉田委員]

太陽光ソーラパネルに関して、耐用年数が満了した時に巨大な廃墟がそこに残置されてしまうのではないかという懸念、急傾斜地に設置されて土砂が流出したり、といった環境の問題等々皆さんご心配されているようなお話をお聞きしましたが、今まで、県の方と国の方の制度で、面積要件ですとか

出力要件に着目されていて、どういう場所に設置するのか、どれぐらいの規模なのか県では研究されているのでしょうか、事業者、誰がやるのかということに着目して信用できる事業者が事業をやるのかどうかについては、審査の対象になっているのがどうかについて気になりました。

そもそも土地取引で、北海道などは巨大な面積が水源地を含めて外国資本に買い取られてしまっていて、特に水源地というのは、日本以外の諸外国では外国の人に売るに対して厳しい規制が掛かっているのに日本では規制が緩い。これは国防上というかあまりにも大きな話なのですが、森林が所有権移転される時にどの様な人たちに売られてしまうのかという人の要件、誰に売られるのか、どんな人が事業者になるのか、といったところを審査するようなことはあるのでしょうか。

【事務局】（環境生活企画室川田主任主査）

固定価格買取制度なので、事業認定をするのは国の経済産業省という事になりますが、外国資本とかの会社が多々県内に入っているという事は十分に認識しております。外国だから駄目だということではなく、土砂を流出させているのが必ず外国資本であるということはないでしょうけど、いただいたご意見は内部でも確認したいと思いますし、国内の会社とか県内の業者にやっていただきたいというのは当然でありますので、今後の参考にさせていただければと思います。

【上田委員】

今の問題は凄く難しいと思いますけども、外国人あるいは外国法人だからといって、差別的な取扱いをすることが許されるかといった問題が出てくると思われるので、大変難しい問題であると思います。

一つだけ確認させていただきたいのは、建設費の5パーセントの積立ですけれども、平場と山奥の急傾斜地は違うとお話がありました。解体撤去費も当然違ってくるのだらうと思いますけれども、急傾斜地あるいはあまり道路が整備されていない地域の解体撤去費は5パーセントを軽く超えると思うんですけど、国の決めた5パーセントというのは根拠があるのでしょうか。

【事務局】（環境生活企画室川田主任主査）

詳細は把握しておりませんが、当然、国で審議されていて、全体からの平均というふうに思われます。

【上田委員】

国に対して根拠を聞いた方が、あるいは必要であれば、その金額を場所によってはもう少し増やした方がいいのではないか、ということも要望していく必要があるのではないか、と率直に思ったところであります。

【事務局】（環境保全課黒田総括課長）

今のご意見につきましては、後ほど担当者を通じながら国の方の情報収集したうえで、委員の皆様方に情報提供していきたいと思いますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

【川村委員】

私が把握している範囲でお話しますが、林地開発に関しては、県の森林審議会の林地保全部会の方

で報告と意見を述べる機会をいただいております。10ヘクタール以上の広い開発案件になりますと、意見を述べる場を設けていただいておりますが、林地開発の開発行為を県は許可しなければならないという取り決めになっていると説明を受けておまして、林地保全部会に上げられたとしても結果的に追認である、それは県の方で審査をしてきました、工事内容、開発事業者ですとか契約書の中身ですね、そういったこと全て検討した上で各方面に意見を求めて許可をするのですよ、ということで報告を受けております。

その中で、太陽光の事業20年経ちました、もう止めます、終わりますとなった後に、跡地どうするのですかという話ですが、契約書では事業以前の姿に戻すという事になっております。それはどうゆう事かと確認しますと、森林だった所は森林に戻します、そういう契約になっております、だから大丈夫の様ですと、私たちはすでに聞いているんですね。契約が必ず履行されるのかどうかは別の問題になってきますけれども、森林だった所はあくまでも森林にして戻していくというふうになっていると説明を受けております。

[三宅会長]

ありがとうございます、その他いかがでしょうか。

(なしの声)

長くなりましたので、ここで議事の(2)その他はここまでにしたいと思えます。

普段の日常の中で委員の皆様お気づきになったりした場合には、是非事務局の方にご連絡いただくとよろしいかと思えます。

議事はここまでとしまして、進行を事務局に戻したいと思えます。

4 その他

[事務局] (環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長)

三宅会長、議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には様々多角的な観点からご意見いただきましてありがとうございます、完全にお答え出来ていない点もあったかと思えますが、我々の事務の範疇を超えたりしているところもあるものですから、不勉強もありまして不十分な点もありましたことにつきまして、ご容赦いただければと思えます。引き続き、何かございましたら事務局にご連絡いただけたらと思えます。

続いて次第の4、その他ですが、事務局の方からは特にございませんけれども、委員の皆様から何かございますか。

(なしの声)

次回の当審議会開催スケジュールでございますけれども、現段階におきましては、来年の今頃を予定しております。

5 閉会

[事務局] (藤澤企画理事兼環境生活部長)

皆様、本日は多角的な面から意見を頂戴いたしましてありがとうございました。

今回、初めてこの審議会に出席でございますが、この審議会の検討に当たりまして、正に小田委員からご指摘をいただきましたように、「この審議会では、何も意見を取り入れて変更したりすることは出来ないのか。」の問いに「制度上そうなっています。」とのことだったものですから、そういう位置

付けなのかと、この国土利用計画地方審議会を経て土地利用基本計画を変更いたしますと、正式にこの審議会の結果をもって決定いたします、という流れになっていると伺いまして、ああそうかと、それでは今回、この土地利用基本計画の中でかなり物議を醸している太陽光発電について、私どもの今できる範囲でご説明申し上げて、それについてご意見をいただく場にしようという事もありまして、その他の①と②についてご説明をさせていただいたところでございます。

そして、皆様方から自然保護の立場、あるいは開発の立場、また、地域の安全、何よりも災害に対する対応というのが皆様大変懸念されているところでございますが、様々なご意見を頂戴しました。

私共、環境生活部の中で廃棄物処理の方も担当しております、太陽光パネルというのはそのまま放置すると産業廃棄物になりますので、その処理のことも出来る限りご説明させていただいたところでございます。

本日、皆様から頂戴いたしましたご意見と申しますのは、この国土利用計画のみならず地域の保全、環境保全という面からは非常に貴重なご意見だというふうに承っておりますので、今日いただいたご意見を色々な形で検討し、今後に活かさせていただければと考えております。

本日は、本当にありがとうございました。

【事務局】（環境保全課池田環境影響評価・土地利用担当課長）

以上を持ちまして、第66回岩手県国土利用計画審議会を終了させていただきます。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以上相違ないことを認め署名捺印します。

会議録署名委員 _____ 印

会議録署名委員 _____ 印